

## 社会福祉法人茅野市社会福祉協議会有料広告掲載等取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が編集・発行する刊行物、印刷物及び本会が管理・運用するホームページに掲載する有料広告の取扱いについて、必要な事項を定めることにより、自主財源を確保し、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

### (広告掲載の媒体)

第2条 本会が編集・発行する刊行物、印刷物及び本会が管理・運用するホームページのうち、広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は次に掲げるものとする。

- (1) 広報紙「やらざあ」
- (2) 本会ホームページ
- (3) 本会で使用する封筒
- (4) その他広告媒体として活用できるもの

### (広告の掲載基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告の掲載はしない。

- (1) 本会の信用及び品位並びに広告媒体の公共性を損なうおそれがあるもの
  - ア 過剰な利益追求を内容とするもの
  - イ 投機及び射幸心を著しくあおる表現のもの
  - ウ 本会が広告掲載希望者（以下「広告主」という。）を支持し、又はその商品やサービスを推奨していると誤解させるような表現のもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ア 個別法により表現内容等の禁止事項に抵触するもの（医療法（昭和23年法律第205号）、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）等）
  - イ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）による誇大広告の制限に抵触するもの
  - ウ 無認可商品、粗悪品等不適切な商品、サービス等を提供するもの
  - エ マルチ商法、催眠商法等の悪質商法又は商品先物取引とみなされるもの
  - オ 虚偽の内容又は誤認されるおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
  - ア 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に抵触するもの
  - イ 政党等の講演会等に関するもの
  - ウ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
  - エ 宗教、義捐金募集等による宗教活動に類するもの
  - ウ 個人又は団体等の名刺広告
  - エ 個人又は団体等の主義主張に関するもの
- (4) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

- ア 反社会的な行為を誘発したり助長したりするもの
  - イ 非科学的又は迷信に類するもので、社会不安を与えるおそれのあるもの
  - ウ いかかわしい表現又は乱暴な文言を用いたもの
  - エ 個人、特定の団体等を誹謗中傷するもの
  - オ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (5) 次に掲げる業種又は事業者に係るもの
- ア 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業及びこれに類似する業種
  - イ 消費者金融
  - ウ たばこに係るもの
  - エ ギャンブルに係るもの
  - オ 法律に定めのない医療類似行為を行う業種又は事業者
  - カ 占い又は運勢判断に関するもの
  - キ 興信所、探偵事務所等
  - ク 債権取り立て、示談引受け等をうたったもの
  - ケ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
  - コ 民事再生法及び会社更生法による再生、更生手続き中の事業者
  - サ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
  - シ 国、地方公共団体、その他公共機関及び他の事業所等と係争中の事案のある事業者
  - ス その他社会問題を起こしている業種又は事業者
- (6) 青少年の保護及び健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- ア 残酷な描写又は善良な風俗に反するような表現のもの
  - イ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
  - ウ ギャンブル等を推奨するもの
  - エ 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
- (7) その他掲載する広告として適当でないと認めるもの
- ア 皇室関係の写真、紋章等を使用したもの
  - イ 氏名、肖像等本人に無断で使用したもの又は、明らかに模倣・盗作とみなされるもの
  - ウ アマチュアスポーツ選手や各種競技団体役員等の氏名や写真を使用したもの
  - エ 本会の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
  - オ 責任の所在が明確でないもの
  - カ 広告自体の内容が明確でないもの
  - キ 広告主が扱う商品等の金額のみを、広告全体を使って過度に大きく表現するようなもの
- (8) 前7号に掲げるほか、掲載する広告として不適當であると会長が認めるもの  
(広告掲載の優先順位)

第4条 掲載する広告の順位は、次の各号の順序とする。ただし、同順位のものから募集枠を超えて応募があったときは、抽選により決定するものとする。

- (1) 本会の法人賛助会員

- (2) 市内に本社、支店、営業所、店舗等の事業所を有するもので、公共性があるもの
- (3) 国、地方公共団体、独立行政法人、公社、公益法人及びこれらに類するもの
- (4) 前3号に掲げる以外のもの

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、原則として公募するものとし、広報紙「やらざあ」、本会ホームページに掲載し、募集するものとする。

(広告主の制限)

第6条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2項に規定する暴力団及びその構成員は、広告主になることができない。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告主は、本会が定める募集期間内に本会有料広告掲載等申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿及び図面等を添えて、会長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 会長は、前条による申し込みがあったときは、申請内容等に関して社会福祉法人茅野市社会福祉協議会パブリックリレーションズ委員会（以下「PR委員会」という。）の意見を徴するものとする。

2 会長は、PR委員会の意見を受けて、速やかに内容等の審査を行い、掲載の可否を決定し、本会広告掲載等決定通知書（様式第2号）により広告主に通知するものとする。

(広告掲載の料金等)

第9条 広告掲載の料金（以下「広告料」という。）、広告の規格、枠数、掲載位置及び掲載期間は、別表のとおりとする。ただし、第2条第4号の料金等は、会長が別に定める。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載の決定を受けた広告主は、会長が指定する方法及び期日までに広告料を納付しなければならない。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、掲載された広告の内容に関する全ての責任を負わなければならない。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害していないこと又は権利処理が完了していることを会長に対して保証するものとする。

3 広告主は、第三者からの広告に関連し損害賠償請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決するものとする。

(損害賠償)

第12条 広告主は、広告掲載後、その責に帰すべき理由により、本会に損害を与えた場合は、それにより生じた損害を賠償するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により、会長に申し出なければならない。

(広告掲載の取消等)

第14条 会長は、広告掲載の決定後においても、次のいずれかに該当する場合は、掲載を取り消すことができる。

- (1) 第3条の規定に反すると認めるとき
  - (2) 広報紙「やらざあ」等の編集又は発行に支障があると認めるとき
  - (3) 本会ホームページの更新又は運用に支障があると認めるとき
- (広告料の返還)

第15条 本会は、前条により広告の掲載を取り消したときは、広告料を返還しない。

2 本会が広告作成発注後、広告主が第13条により掲載を取り下げるときは、返還しない。

3 広告掲載の決定後、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載がなされなかった場合は、広告料の全額を返還する。

4 本会の都合で本会ホームページの公開を終了した場合は、公開終了日から掲載期間満了日までの日数分を返還する。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則 (令和7年8月20日)

(施行期日)

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表 (第9条関係)

1 広報紙「やらざあ」

コマ数	サイズ (最終ページ下段 カラー)	広告料 (「やらざあ」 1号あたり)	
		会員	非会員
1コマ	縦4.0センチメートル 横18.0センチメートル	10,000円	15,000円

2 本会ホームページ

階層	規格及び仕様	掲載期間	広告料	
			会員	非会員
トップページ	① 規格 縦42ピクセル×横188ピクセル ② データ形式 G I F ③ 容量 50キロバイト以内	6か月	10,000円	15,000円

### 3 本会封筒

封筒種別	掲載サイズ	封筒枚数	広告料	
			会員	非会員
長形3号	縦10.0センチメートル 横10.0センチメートル以内	3,000枚	10,000円	15,000円

様式第 1 号（第 7 条関係）

社会福祉法人茅野市社会福祉協議会有料広告掲載等申込書

社会福祉法人茅野市社会福祉協議会 会長 様

年 月 日

広告主

住所(事業所所在地)

名称(事業所名)

代表者職氏名

申請者

住所

氏名

電話

社会福祉法人茅野市社会福祉協議会有料広告掲載等取扱要綱第 3 条に該当しないので、第 7 条の規定により次のとおり申し込みます。

申請する掲載広告媒体	
掲載を希望する期間又は数量	
掲載広告内容	

備考 広告掲載の原稿及び図面等を添付すること。

茅社協第 号  
年 月 日

様

社会福祉法人茅野市社会福祉協議会  
会 長 ㊟

社会福祉法人茅野市社会福祉協議会有料広告掲載等決定通知書

年 月 日付で申込みのありました広告の掲載について、次のとおり決定しましたので、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会有料広告掲載等取扱要綱第8条の規定により通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する
	<input type="checkbox"/> 掲載しない (理由)
掲載広告媒体	
広告掲載期間又は数量	
広告料及び 広告料振込先	広告料 円
	振込先
広告料納付期限	年 月 日から 年 月 日まで
その他	